

○議長（井上光三君）

続いて、通告6番 11番堀内春美さんの一般質問を行います。

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

11番 堀内春美です。今回は大きく分けて2点について質問をいたします。

まず第1点目。新庁舎建設についての質問をいたします。去る8月8日に第1回目の新庁舎建設町民懇話会が開催されました。当日、30人ほどの傍聴者が来ておりまして、町民の関心度の高さがうかがわれ、大変よいことだと思いました。が、傍聴人数が10名なので、抽せんをして、それ以上は入れないという役場職員の対応に、来ていた町民は「これくらいの人数だから皆入れてくれ」と、職員と押し問答になったのです。が、職員3人がドアの前でバリケードをして入れませんでした。結局、10名の代表を選び、10名だけが傍聴し、あとの町民は不本意で帰ったという経緯がありました。傍聴希望者はわずか30人です。300人ではないのです。30人という数字は、今の町の人口1万5,000人に対して500人に1人の割合なのです。会議室の傍聴席のスペースは十分にあります。椅子もそばの書庫から出せば、30人くらいは入れるのです。傍聴者が来たのは、自分たちの納めた税金で、どんな新庁舎が建設されるのか、そういう関心を持ち始めているということなのです。自分たちが納めた税金がどのように使われているのか知りたいというのは、町に対して関心を持つということは、大変に喜ばしいことだと思います。本来こうでなければいけない。町では、常々町民の皆さん、町のことに對して関心を持ってくださいと言っています。それなのに、そういう行動を起こした町民を拒否したということは、町民は町に対して大変不信感を持ったことだと思います。

そこで（1）の質問です。第1回の懇話会が開催されましたが、傍聴者を10人に限定した根拠は何かを伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

傍聴者の設定につきましては、「富士川町情報公開条例」に基づき「富士川町審議会等の会議の公開及び会議録の公表に関する要綱」により定めているものであります。

今回開催した懇話会につきましても、傍聴要領を定める中、懇話会委員が萎縮することなく、忌憚のない発言がいただけるよう配慮させていただき、委員22名の約半数となる10名としたところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

今、課長の答弁の中に「傍聴者がいると萎縮して発言できない」というのは、この懇話会の委員に対して大変失礼なことではないでしょうか。各団体の会長、委員長という立場の人たちが、傍聴者がいたら萎縮して意見も言えないようなそんな人になっていますか。公募町民の人たちだって、しっかりと自分の意見というものを持って、この会議に望んでいる人たちが応募しているんです。それとも何でしょうか。このまちの各団体の会長を、あるいは委員長という人は、そんな傍聴者がいたら意見も言えない、萎縮して意見を言えない、そういうことは町の言いなりになるような、そういうふうにもとれますけれども、そんな人たちが委員となっているのでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問に答えいたします。

各団体の代表の方々から委員になっていただいております。公募町民も4名お願いしたところでございます。個々の心情的な部分までは、当然把握できるものはございませんが、忌憚のない、萎縮することのない意見をいただくためにということで、事務局の配慮としまして10名としたところでございます。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

町民は、自分たちが払っている税金がどのように使われているのか、正しく使われているのか非常に興味を持っています。人口減少の著しいこの時代に、全体からすると30億近い税金が使われるのですから、これは興味を持つのは当然のことです。大事なことは、総額で30億という税金は、町民が出しているのです。傍聴しようとするのは当然のことであり、町民の権利でもあります。国から合併推進債がくるといっていますが、それも国民の税金です。国も現在借金だらけです。一人当たりに換算すると赤ちゃんから100歳のお年寄りまで、一人850万円の借金を背負っているんです。国からの合併推進債が使えるからといって、使えるときに大きい庁舎を建設という考えは余りにも拙速ではないでしょうか。一番大事なことは、次世代の子どもたちの時代になった時、大きい庁舎を建設しておいてもらってよかったと思う子どもたちがいるのでしょうか。むしろ、人口が少なくなり、1人当たりの借金の返済や維持費が大きくて困ると思います。この大きな箱モノは、間違いなくいらないと、子どもたちは言うと思います。

そこで質問です。今後、傍聴者の数は増えると思いますが、傍聴者の数を増や

すことを考えていますか。伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

傍聴人の数につきましては、1 回目の状況を踏まえまして、懇話会の会長と相談させていただき、決定したいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

1 1 番 堀内春美さん。

○1 1 番議員（堀内春美さん）

ぜひですね、町民にも広く理解をしてもらうために、傍聴者の数を増やしていただきたいと思います。

2 の質問に入ります。第 1 回目の新庁舎建設町民懇話会の席上、管財課の課長のほうからですね、隣接するガソリンスタンドの買収について、危険物撤去費、タンク、廃油等の処理については、すべてスタンド側の責任において、専門的業務の中でやっていただくと述べていました。また 1 1 月から売買の折衝に入るとも述べていました。町の説明では、まだ何も決まっていないと言いながらですね、図面は買収した図面になっているし、買収の折衝に入ると明言しています。

改めて確認します。2 軒の買収計画はあるのか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

予定している庁舎建設用地に隣接する 2 軒につきましては、基本設計に入る前の段階から、用地をお譲りいただくことでお話を進めさせていただいております。以上です。

○議長（井上光三君）

1 1 番 堀内春美さん。

○1 1 番議員（堀内春美さん）

今、私の質問は、買収ということがあるのかということと、ガソリンスタンドの撤去費、危険物の撤去費、タンク、廃油等の処理について、すべてスタンド側の責任において、専門的業務の中でやっていただくと課長は明言しておりました。その辺はいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

スタンドの件につきましては、公共補償による基準によりまして補償するわけですが、ガソリンタンク等の危険物の設備につきましては、これはそれなりの法律等に基づいて撤去するものでございますので、用地の所有者のほうで責任を持ってやっていただきたいという話も前回したところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そうすると、ガソリンスタンドで、全部そちらで持つということを返事したというわけではないということですか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

現在、用地の交渉中でございます。その部分についても交渉の中で進めております。現段階でどちらがやるかというような細かな話までは進んではございません。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

8月8日の会議の時には、課長、明言していましたよね。ガソリンスタンド側で持つというふうに。違いますか。議事録にもそういうふうに書いてありますが、いかがですか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

危険物の設備等につきましては、法律等に基づいて、その取り扱い、あるいは撤去について定められているものでございますので、スタンド側のほうでやっていただくということでお願いをしております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

お願いをしているではなくて、してもらってください。課長はそう明言しておりましたから。ガソリンスタンド側で、専門的業務の中でやってもらおうと明言しておりましたので、それは明言したとおりに実行してください。

再質問です。課長が言っていましたように、ガソリンスタンド側で持つというこ

とはですね、土壤汚染対策の地質調査もガソリンスタンド側で責任を持つということでしょうか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

土壤汚染になっているかどうか、これすらわからない状態でございますし、当然、危険物を取り扱っている業者に、事業所において土壤汚染となるような、事案がないような設備となっていると考えておりますので、詳しくは今わかることはございませんけれども、土壤汚染については、今後、調査といいますか、スタンド側さんのほうで調査等判断してもらうわけですが、現段階で発生しているとは考えにくいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

ぜひですね、スタンド側の専門的業務の中で土壤汚染、地質調査もやっていただくようにしていただきたいと思います。危険物撤去、そういうことは課長明言していましたのでそれは実行してください。

そうしますと、再質問ですが、ガソリンスタンドが現在150坪から200坪でしょうか。土地の面積がですね。買収するということになりますと、土地代だけで買収するということによろしいですね。今の富士川町の土地単価が、最新公示価格が、この役場付近の土地単価は平均1平米2万4741円。坪単価にしますと8万1790円と5月に発表されています。ガソリンスタンドの土地が、例えば200坪だと想定すると1600万円くらいでしょうか。買収するとしたらですよ。そのくらいで買収できるということによろしいのでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

土地の買収価格につきましては、現在、交渉しているところでありますので、お答えすることはできませんが、補償する内容といたしましては、公共補償の基準に基づきまして、土地、そして建物等も若干かかる部分があれば、そこも補償対象となると考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

できるだけ税金を使わないように、安くすむような方向。できれば2軒の買収はやめていただきたいということです。

それでは、3番の質問に入ります。まだ何も決定していないと説明しながら、設計図では町道廃止の設計図になっていますが、この廃止について近隣住民の同意を得ているのでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

現在、懇話会委員の皆さまからいただいた基本設計に関するご意見や、また庁舎機能に関するご提案につきまして、設計業者と検討を行っております。併せて議会フロアや職員の執務室に関する意見等も取りまとめながら検討しているところであり、今後は懇話会等の意見を集約し、最終的な庁舎の形につきまして、住民の皆さまにご説明するための準備を進めていくこととしております。

町といたしましては、こうした段階を踏む中、庁舎建物の配置や、道路を含めた周辺整備の内容等につきまして、今後住民の皆さまに説明させていただき、ご理解とご協力を得たいと考えているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

今、課長は決定してから周辺住民に同意を得るというように答えておりましたが、決定してからでは遅いんです。その前に住民に説明をして、同意を得る必要があるんじゃないでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

質問にお答えいたします。

事業の進め方といたしまして、まず、説明するに当たっては説明するの資料が必要になってくることになります。こうしたことを踏まえまして、現在では、議会への説明、そして住民懇話会の説明、そして町民説明会というような段階をへて進めていくとしておりますので、このようなスケジュール感で行っているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そうすると、その近隣の人たちへの説明ですね、この町道廃止について。それはいつ頃を予定しているのでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

ご質問にお答えいたします。

先ほど申したスケジュール感によりまして、住民への説明会につきましては、11月下旬から12月上旬ごろを予定してございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

11月の下旬から12月の月上旬。これ全部決まってからではないですよ。決まってから住民に了解を得るということはとんでもないことなんです。この町のやり方はいつもそうなんです。何でも決まってから、住民が何も知らないうちに、決まってから、「ほい、ここに道路をつくるからここ立ち退け」こういうやり方を今までやってきているんです。これには町民の意見は何も入っていません。

やはり、まず最初に町民の了解を得ることが大事ではないでしょうか。まず、そこからやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

進めていく手法といたしまして、まず議会への説明。そして、住民懇話会での説明、ご意見をいただく。そして町民説明会というようなことになります。

そういうプロセスを踏んで行っておりますので、この手法でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そうしますと、そんなに切羽詰まってる町民説明会、そのときに町民からいろいろ意見が、反対意見が出たら、それはちゃんと聞く耳を持っているということでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

町民説明会につきましては、庁舎の根幹となる部分への反対等に対する意見については、到底取り入れることは困難かと思いますが、庁舎建設に向けての建設的ご意見につきましては、反映できるものについては反映していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

私が重点的に聞いているのは、この道路を廃止する、その近隣の町民の同意を得ないまま、11月の下旬に町民説明会をするっておっしゃっていますけれども、じゃその時にですね、この近隣の町民が反対をしたら、それは覆るということになるのでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

道路につきましては、近隣周辺の住民の皆さまだけに限ったものではございませんので、町といたしましては、この道路については、先ほども申したとおり、ご理解とご協力を得たいというふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問します。先ほどですね。新庁舎建設について、ほかの議員から説明がありました。この廃止する道路の交通量について調べたと課長は答弁していましたが、交通量を調べた結果、どんな交通量だったのでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

交通量調査につきましては、新庁舎整備に測量調査及び土地利用方針策定業務において実施をいたしました。平成29年5月25日に実施いたしまして、午前7時から午後7時の12時間に行ったところであります。場所につきましては、最勝寺9号線の南北の交差点、北側の県道との交差点、ここについては車両6方向について。南側の最勝寺1号線と最勝寺9号線の交差点では、車両12方向について実施をいたしました。

この結果、役場の公用車の車両、職員の通勤者の車両を除きまして、北から南進する車両は603台、1時間について約50台という結果です。南側から北側

へ北進する侵入車両につきましては381台、1時間に約30台という結果が出ております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。先日、一昨日になりますが、9月7日の土曜日に、この9号線、廃止予定という道路の交通量を私たちは調べました。朝8時から夕方6時まで11時間調べました。初め、調べる前は2～300台かなというふうに思っておりましたが、何とですね、午前中だけで370台、そして午後が551台。合わせてその11時間の間に921台、車が通行しているんですね。そして、人のほうは、高齢者が買い物に行く、歩いて通る人たち、それから、バイク、自転車、そういう人たちが、この11時間の間に127人通行しているんです。

そうしますと、この車の台数とそれから通行する人たちを合わせますと1,048件なんです。これは、役場は土曜日でお休みですから、役場の職員が通勤に使ったというのはありません。1日11時間で1,048件の通行量があるんですね。これだけ利用する人がいて、町民が必要としている道路を付け替えして、違うところに持って行って、今現在ある道路を廃止するということが果たしてよいことなんでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

最勝寺9号線に関しましては、庁舎建物の周辺整備と一体で考えております。考え方といたしましては、県道と最勝寺9号線の交通量、先ほど言った交通量調査の数にもよります。それと県道平林青柳線との交差点の車両進入の不都合さ。そして新庁舎へ来庁される利用者の安全な導線の確保等を総合的に検討する中、車両については、庁舎南側の東西に走る最勝寺1号線を十分な幅員に拡幅することによりまして、車両の安全かつ円滑な導線を確保するということといたしました。

なお、歩行者につきましては、現在、役場敷地内を南北に行き来できる歩行者用の参道につきまして、基本設計の中で検討しているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

1日11時間で1,048件。人数にすると多くなります。一台の車に

は2～3人乗っている車もありましたし、4、5人乗っている車もありましたから人数にすればもっと大勢になりますね。これだけ利用している人たちがいる道路を、廃止してよいのかということなんですね。町や議会、私たちは、町民が安心安全で便利に生活できるようにするのが私たちの仕事なんです。これだけ利用する人たちがいて、必要としているのを廃止する。むしろですね、先ほど言いました最勝寺1号線ですか。最勝寺1号線というのは多分役場の南側の駐車場の間の道が1号線だと思うんですけども、こちらは通行量少ないんですね。そして、付け替えるのは、役場の西側というふうに聞いてますけれども、それを昭和通りのほうに向かって広げると、そちらの方が直角になって、むしろ、そちらのほう危険率が高いんですね。ですから、今の役場のすぐ南側に隣接して庁舎を建てる。そして、もし建てるで足りなかったら、1号線を付け替えて1号線まで造る。そういうふうにすれば、その道路を廃止することもなし、2軒を買収することもない、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

道路の案につきましては、東西に走ります道路、これが最勝寺1号線でございます。ここを、十分な幅員を確保して車両の安全等考慮することで、今、検討をしているところでございます。

そして、議員さんがおっしゃいました西側へ付け替えると言われた道路、ここについては、このたびの案の中ではございません。車両については、現在の交通量調査を判断する中で、最勝寺1号線を拡幅することによって、十分安全と利便性がとれた道路というふうに考えております。

また、歩行者につきましては、先ほど言いましたとおり、南北に行き来できる歩行者用の参道について、現在、検討しているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

今ですね、歩行者については南北に通行できるとおっしゃいましたが、それはどこのことでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

新たに役場を整備した後の、新庁舎と駐車場の敷地の中に、歩行者が東西に行き来できる参道ということで考えてございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

課長の答弁の中に「利便性を考えて」ってありました。利便性を考えてと言ったら、これだけの利用する人たちがいるところを最重要にするべきではないですか。そう思うがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

お答えいたします。

道路だけではなく、先ほど言いましたとおり、庁舎建物の周辺整備との一体で考えてございます。

そういった中で、道路の付け替えを検討しているところでありまして、利便性というのは、県道との交差点の不都合さ、こういう部分も現に生じてございます。

ですので、最勝寺1号線、東西に走る道路を、十分な幅員に拡幅して、車両利用者が通行しやすい、そういうことで利便性という言葉を使わせていただきました。以上です。

○議長（井上光三君）

堀内議員、通告にない質問に、段々離れていっていますので、通告に沿った質問に変えてください。

11番 堀内晴美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

これが、先日、通行量をとった記録ですね。それから、私のところに何通か、お年寄りの方から手紙をいただいております。ちょっと読ませていただきます。前後は割愛しますが「堀内様の議員日より、毎回読ませていただいています。前回も、小室道の廃止について読みました。私たちは反対します。買い物に行くにも、どうしても通る道です。本当に困ります。この道をつぶさないでください。年寄りの意見をどうぞ聞いてください。」こういう手紙が、私のところに何通かきていますけれども、その中の1通を読ませていただきました。

この手紙、皆さんの心に、どういうふうに響いたでしょうか。これが町民の切実な声なんです。先ほどから申し上げていますように、町長、議員のやるべきことは、子どもからお年寄りまで、町民が幸せに暮らせるということを再認識すべきだと思います。

（4）の質問に移ります。28年2月の第1回新庁舎建設検討委員会の会議録に「ある程度の方針がまとまった時点で、町民の皆さまのご意見を伺う機会を設けていきたいと考えております」と明記してあります。また、広報ふじかわの8月号で、現在進めていることとして、「庁舎を利用する方や町民の皆さんからの要望

を聞くこと」と明記してありますが、具体的には、今までどのような機会を持ってやってきたのか。また、今後どのような機会を持つ予定なのか。懇話会とは別に、まず、町民への説明会をするべきだと思いますが、町民懇話会を各地区で実施する考えがあるか、伺います。

また、議会初日にですね、町長が、懇話会が終わった時点で全町民を対象に住民説明会を開くと明言しておりましたが、どういう形ですか併せて伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。町民説明会をどのような形で開くのかというご質問にお答えしたいと思います。

町民説明会につきましては、11月下旬から12月上旬ということで先ほどお答えしたとおりでございます。

やり方といたしましては、懇話会の委員の皆さまのご意見等を集約する中で、住民の皆さまが集いやすい会場を予定してございまして、平日と土日、休日等で説明会を開催したいことで、今、計画をしてるところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そうしますと、それは各地区で行うということでしょうか。それとも、1、2回で終わるということでしょうか。

なぜならばですね。この新庁舎建設には税金を使うんですね。町民の税金を使います。その税金を出すのは、この庁舎が立てられる周辺だけではないわけなんですよ。五開地区から箱原、鬼島、平林地区などで、そういうところも町民説明会を、各地区で町民の意見を聞く、そういう意味で、各地区で実施する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

町民の皆さまには、懇話会のご意見を集約し、基本設計に反映させていく段階を踏みまして、最終的な庁舎の形について、ご説明できる準備が整い次第、説明会を開催したいというふうに、先ほど来のお答えと同じでございます。

説明会につきましては、地区ごとではなく、多くの町民の皆さまが出席しやすい会場で実施したいと考えておりまして、各地区ということになりますと、今後は、区長会あるいは関係する区長の皆さまと相談させて実施するかしないか検討

していきたいと考えております。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

ぜひ、各地区で、先ほど申し上げましたように、この平地の方ですと遠くの人はいません。ですけど、その遠くの人たちも税金を出しているわけなんですね。聞く権利があるんです。ですから、そういう人たちも、きちんと意見を言えるそういう状況で説明会をやっていただきたいと思います。

○議長（井上光三君）

ここで暫時休憩いたします。なお、再開は午後1時とします。

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。

引き続き、11番堀内春美さんの一般質問を行います。

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

それでは大きな質問の2番に入ります。

6月議会で、給食センターの工事請負および物品売買5件の契約が最高99.8%で締結され、その合計が10億4115万円でありました。それに設計調査費用2140万。土地購入費が3,986.79平米で4607万円。給食配送車1564万円。他工事請負費、給食センター整備事業として8911万円。これも含めると、約13億くらいになると思うんですが、そこで1番の質問です。

建設予算の概算が10億円であったが、最終的にはどのくらいになるのか、伺います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただ今の質問につきましてお答えさせていただきます。

平成29年7月に策定した「富士川町学校給食センター整備基本計画」では、概算事業費として10億4500万円をお示したところでありますが、昨年度完了した「富士川町学校給食センター実施設計業務」では11億560万2000円となったことから、これに、町内5校の受配校改修費用5000万円を加えた11億5560万2000円を、当初予算の継続費として計上したところであります。

最終的な事業費につきましては、建設工事が進捗中であり、今後、執行予定の経費もあるため、現時点では確定しておりません。以上です。

○議長（井上光三君）

１１番 堀内春美さん。

○１１番議員（堀内春美さん）

現時点では確定していないということですが、およそどのくらいになるのでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいま答弁しました継続費１１億５５６０万２０００円に、前年度に執行しました、用地取得費の５２１２万４０００円。設計費用の２３８４万４０００円を加えました１２億３１５７万円が、現時点での建築にかかわる総額になっております。以上です。

○議長（井上光三君）

１１番 堀内春美さん。

○１１番議員（堀内春美さん）

今、課長の答弁に、土地取得費が５２１０万とおっしゃられたんですが、私がその前に聞いたところによりますと、先ほども申し上げましたけれども、３，９８６．７９平米で、４６０７万と聞いたんですが、どちらの方が正しいのでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

この、５２１２万４０００円の内容になりますが、土地の購入費のみですと、４６０７万円になります。また、この土地にかかわります物件補償費、こちらの費用がかかっておりまして、こちらが約６０５万４０００円ですので、合わせまして５２１２万４０００円となっております。以上です。

○議長（井上光三君）

１１番 堀内春美さん。

○１１番議員（堀内春美さん）

この金額は分かりました。

それで再質問なんですが、この金額に対して、７大事業でまちづくりというところを見ますと、概算１０億円に対して、国・県からの支出金１億５０００万円。地方債が７億６４００万円。一般財源が８６００万円とありますが、この財源はどんなふうになっているのでしょうか。変わってくると思うんですが。

○議長（井上光三君）

教育総務課長、分からなければ、後で答弁よろしいですか。

では、これについては、後ほどということをお願いいたします。

1 1 番 堀内晴美さん。

○1 1 番議員（堀内春美さん）

1 番心配しているのが、この 7 大事業で、たくさんの借金を背負いこむと、大月市みたいに、債務管理団体にならないかなというのが一番の心配事であります。それでは中込課長、後で教えてください。

以上で私の質問は、終わりになりますが。最後に 1 つ確認したいことがございます。

新庁舎建設についての質問を行いました時に、樋口管財課長が、ガソリンスタンドの費用はすべてガソリンスタンドの方で持つということを明言していましたが、先ほどの答弁の中には、それがハッキリ言ってなかったんですけれども、議事録にもきちんと書いておりますね。その辺を改めて確認したいんですけれども。いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。ガソリンスタンドの地下埋設タンクのことでよろしいでしょうか。

これにつきましては、撤去の法律等がございますので、これについては、スタンド側の方の負担でやっていただくことになろうかと思えます。以上です。

○議長（井上光三君）

1 1 番 堀内春美さん。

○1 1 番議員（堀内春美さん）

「やっていただくであろうかと思えます。」というのは、これは逃げているんじゃないですか。はっきりお答えください。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

現在、物件補償等も含めまして交渉中ございまして、交渉の中では向こうの土地所有者さんのほうでは、その地下埋設タンクについては、法律に基づく処分がありますので、そちらで行うことになるという話でございます。ですので、確約したもののやり取りを現在していないので、そうなるということではあるかと思うんですが、言葉で「なろうかと思う」という言葉を使わせていただいております。以上です。

○議長（井上光三君）

堀内議員、この質問はもうすでに終わっている質問ですので。一度議長から確

認したいんですが、私もその懇話会の議事録を読みましたけれども、費用に関して持つというのは、課長が明言しているというようなことは、議事録にありませんので、そこだけは。

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

はい。議事録に載っています。

それですね、最後になりますけれども、どんな会議においても、課長の答弁というのは、即、町長の答弁ということであるというふうに再認識していただきたいと思います。

それから、とにかく私たちがすることは、この町を良いまちにしなければならない。それには、人口、財政、子どもたちの未来に責任を持つということなんです。それが町長、議会に要求されているのです。そこをしっかりと認識しなければいけないということです。

以上で私の質問は終わります。

○議長（井上光三君）

以上で通告6番11番堀内春美さんの一般質問を終わります